

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 秋田県共同募金会

目 次

事 業 内 容

I 事業推進の方針	1
II 事業の実施計画	
1 法人の運営	2
2 組織強化・募金運動の推進	2
3 助成計画の策定及び助成の実施	4
4 広報活動等の推進	4
5 大規模災害等への対応	6
6 表彰等の実施	7
7 歳末たすけあい運動の実施	7
8 民間社会福祉事業に係る調整	7
令和6年度主要年間行事予定表	8

I 事業推進の方針

今年度、78回目の運動を迎える共同募金は、社会の変遷とともに、その時代のニーズに応え、社会福祉の増進に大きく寄与してきた。しかしながら、人口減少や社会経済情勢の影響等により、本県では平成8年度をピークに募金額の減少傾向に歯止めがかからない状況が続いている。

また、3年余りにわたった新型コロナウイルスの蔓延や昨年7月に県内を襲った想定外の規模の大雨災害は、我々の募金活動や地域の福祉活動などに大きな影響を及ぼしている。

共同募金は、多様な地域福祉を目的とした活動を支える財源であり、支援を必要とする社会福祉事業者やボランティア団体等のニーズに的確に応えることが求められており、近年では、子どもの貧困や地域での孤立、ひきこもり等に加え、コロナ禍を起因とした新たな社会課題の解決や自然災害時の支援活動等における資金ニーズが高まってきている。

そのため、本会としては、これまでの長い歴史の中で培われた共同募金に対する信頼や関係機関等とのつながりを生かしながら、市町村共同募金委員会やその事務局を担う市町村社会福祉協議会と連携して、これまで以上に共同募金の普及啓発に努め、従来の募金方法の見直しの検討や通年募金、企業（法人）や従業員（職域）からの募金、遺贈・相続寄付、インターネットを活用した募金など時代に即した持続可能となる取組を着実に推進していく。

- 1 **新型コロナ禍や大雨災害等で縮小した募金活動等の再始動**
- 2 **「赤い羽根共同募金」の周知・啓発活動の推進**
- 3 **県共募と市町村共同募との更なる情報共有・情報交換・連携事業の推進**
- 4 **「通年募金」や「イベント募金」等の推進**
- 5 **大規模災害時に備えた中央共募等との連携体制の構築**

II 事業の実施計画

1 法人の運営

(1) 理事会、評議員会及び監事会の開催

法人運営の重要事項、定款・諸規程・要綱等に定める事項を審議・決議するため、理事会・評議員会等を開催する。また、業務及び財務執行状況等の監査のため監事会を開催する。

理事会（年3回）、評議員会（年3回）、評議員選任・解任委員会（随時）、監事会（年1回）

(2) 各委員会の開催

① 配分委員会の開催

共同募金の助成計画全般について協議（年4回）する。

② 企画広報委員会の開催

共同募金運動における総合的な企画及び広報活動について検討（年2～3回）する。

2 組織強化・募金運動の推進

(1) 組織強化の取組

① 市町村共同募金委員会の活性化

公募及び公開プレゼンテーションの導入による地域助成の多様化を促進しつつ、効果的な運動計画の作成など市町村共同募金委員会の活性化を図る。

② 市町村共同募金委員会担当職員会議

各種事業の展開及び募金運動推進についての協議・情報共有を目的に開催（年1回、6月中旬）する。

③ 共同募金運動推進会議の開催

募金運動の方向性及び進め方、運動を実施する際の実務的な問題点等を協議するために開催（年1回、8月中旬）する。

④ 共同募金担当職員研修

本会及び市町村共同募金委員会との連携、人材育成並びに組織強化を目的として開催（年1回、1月下旬）する。

⑤ 全国会議・研修会等への参加

全国的な動向把握、運動に関わる専門的な知識・方策の習得等のため、県共同募金会・市町村共同募金委員会役職員の参加を図る。

全国常務理事・事務局長会議、北海道・東北ブロック会議、中央共募主催の職員研修会など

⑥ 市町村共募巡回訪問の実施

県共募と市町村共募との情報共有と課題等の把握を目的に、市町村共募を訪問して状況把握に努める。（年5共募を訪問、5月、5年で県内一巡）

（2）募金運動の推進

① 戸別募金

募金運動に対する理解促進を図るため、自治会や町内会等に対する丁寧な説明（使途及び効果等）に努め、募金実績の維持を図る。

② 街頭募金

コロナ禍前に一般募金総額の0.8%を占めていた街頭募金は、コロナ禍での制約を受け、令和2年度以降は0.2%に落ち込んだ。コロナの5類移行を踏まえ、各市町村共募等における街頭募金に積極的に取り組み、実績額の回復を目指す。

③ 法人募金・職域募金

法人募金・職域募金の拡大及び開拓のため、役職員による企業訪問、募金呼びかけ等を強化する。

④ 学校募金

市町村共同募金委員会及び市町村社会福祉協議会と連携しながら、共同募金運動を通じた福祉教育の推進を図るとともに、「赤い羽根出前教室」の実施等により、寄付文化の醸成や共同募金の浸透につながるよう啓発を行う。

⑤ プロスポーツチーム等との協働

県内プロスポーツチーム等との協働により、試合会場等での募金運動及び広報活動を積極的に展開するほか、チームとのコラボグッズの作成を継続し、共同募金に対する理解の促進を図る。

⑥ イベント募金活動

全県又は各市町村で実施される大規模イベントにおける募金活動を推進する。イベントの規模に応じて、複数市町村による持ち回りや合同で実施する。

⑦ 企業等との連携による通年募金

「募金箱の設置」、「赤い羽根自販機の設置」や「募金百貨店プロジェクト」などの通年募金できる寄付の仕組みづくりを推進し、全市町村共同募金委員会での実施を目指す。また、県内各商工団体に取組をアピールして推進を図る。

⑧ 「社会課題解決プロジェクト」募金

1月から3月末までの共同募金運動の後期実施期間に、参加団体が解決したい社会課題を自らPRし、寄付者が共感した団体を指定して寄付を行う10回目の「社会課題解決プロジェクト」募金を推進する。実施に当たっては、参加団体が県内全域に及ぶよう関係機関等と連携して周知を図る。

⑨ インターネットを活用した募金

新たな寄付者獲得を目指し、中央共同募金会運用の「インターネットを通じた決済による寄付システム」を活用したクレジットカード決済及び口座振替による寄付の周知に努め、多様化する寄付者のニーズへの対応を図る。

3 助成計画の策定及び助成の実施

(1) 助成計画及び募金目標額の策定

助成計画の策定に当たっては、あらかじめ秋田県社会福祉協議会の意見を聞き、配分委員会の審議を経て、理事会及び評議員会において決議する。

① 広域（A）助成計画の策定

県内の福祉団体等からの助成申請について、配分委員会でその内容を審査する。審査に当たっては、申請団体による公開でのプレゼンテーションを実施し、一般県民に広くアピールする。

② 地域（B）助成計画の策定

市町村社会福祉協議会等からの申請について市町村共同募金委員会が審査の上、配分委員会でその内容を審議する。市町村の計画においては、公募制の導入を積極的に推進する。

上記において策定された助成計画に基づいて募金目標額を設定する。

(2) 助成の実施

広域助成、地域助成とも年度末の理事会及び評議員会での決議を経て翌年度に助成する。

① 広域（A）助成及び地域（B）助成については、上記（1）の計画により助成する。

② 災害緊急配分については、別に定める「災害緊急配分金交付規程」により配分する。

(3) 秋田県社会福祉協議会との連携

助成方針や助成計画に反映させるため、秋田県社会福祉協議会と連携し、県内の地域福祉の動向や市町村社会福祉協議会の取組み等に関して情報共有を図る。

(4) 助成団体の監査及び実態調査の実施

「共同募金助成要綱」及び「共同募金の助成を受けた団体に対する監査実施要領」に基づき業務監査及び活動状況等の調査を行い、必要に応じて適正な処理を指導するとともに、助成した効果を検証する。

4 広報活動等の推進

(1) 報道機関、関係機関等への情報提供及び広報協力依頼

① マスメディアや関係機関との連携による広報活動

マスメディアや報道機関に対し積極的に情報提供し、募金運動や募金の使途を広く県民に伝え、募金運動への参加意識を喚起する。

② 関係機関との連携による広報活動の強化

市町村、県・市町村社会福祉協議会及び関係団体に対し、共同募金への理解を広めるため各広報誌等への掲載協力を依頼する。

③ 助成を受ける団体による使途明示及び活用状況の周知徹底

当会の助成を受ける全ての団体に対し、地域住民や関係者への助成金の使途周知と赤い羽根ロゴマークの表示の徹底を働きかけるとともに、各種大会等住民参加行事の際に寄付者へ感謝の意思を表す。

④ 社会福祉法に基づく計画及び結果の公告

社会福祉法に基づいて募金計画と助成使途を公告する。

(2) イベント等の開催

① 共同募金運動開始イベントの開催

共同募金運動開始を県民に周知し、募金への理解と協力を得るため、10月1日(火)に関係団体、助成団体等とともに「赤い羽根共同募金運動スタート街頭募金」を実施する。

② 「赤い羽根共同募金運動キャッチコピー」の募集

広く一般県民からキャッチコピーを募集し、共同募金運動への理解及び参加を進めるため、最優秀作品は広報活動に活用する。

③ 贈呈式の開催

「赤い羽根共同募金」及び「NHK歳末たすけあい」の助成団体への助成決定伝達の贈呈式のほか、企業等からの寄付金贈呈式を開催し、各報道機関による取材・放送を通じて広く県民に対して感謝の意思を伝える。

(3) 広報紙の発行等

① 「共同募金だより第26号」の発行

県内全世帯に広報紙「共同募金だより」を全戸配布し、県民に対して共同募金運動に対する理解及び参加を呼びかける。

② 運動啓発のための資材の作成・配布

運動啓発のための本県独自の運動資材を作成し、関係機関等に配布するなど効果的な

活用に努める。

③ 「赤い羽根出前教室」の実施

県共同募金会及び市町村共同募金委員会が連携し、各学校から参加者を募り、共同募金の仕組みを学ぶとともに、街頭募金、助成先の現場訪問等の体験を通し、募金への理解及び協力の促進を図る。

④ 「赤い羽根共同募金あきた応援隊」の拡充

運動啓発を目的とし、募金活動、イベント等の運営に協力する高校生等のボランティアを募集する。また、応援隊長を務める秋田市のご当地キャラクター「ニャジロウ」に加え、県内各地のご当地キャラクター隊員との協働を拡充し、イベント、募金活動及び福祉教育の場でのより効果的な啓発及び運動の活性化を図る。

(4) ホームページ及びSNSの活用

① ホームページの運用及びSNSを活用した適切な情報提供

ホームページを活用して、随時県民への適切な情報提供を行うことにより、共同募金運動に対する理解及び協力を求めるほか、スタッフブログ、ツイッターを活用した迅速な情報発信に努める。また、助成団体からの「ありがとうメッセージ」を助成事業の写真とともに掲載することで、寄付者に対して募金の使途に関する情報提供を行う。

② 赤い羽根データベース「はねっと」による情報提供

中央共同募金会が運営する赤い羽根データベース「はねっと」により、各都道府県共同募金会及び市町村共同募金委員会の使途が公開されており、募金の透明性を高めるためその活用を推進する。

(5) 調査統計等

市町村共同募金委員会の助成計画、目標額、実績額、助成結果等の統計を分析し、今後の運動に資する。

5 大規模災害等への対応

① 災害等準備金の活用

災害救助法適用等の大規模災害については、災害等準備金を活用し、「災害ボランティアセンター設置運営」に対する支援を迅速に行う。

② 災害義援金の募集

大規模な災害が発生した際には、被災者救援のための「災害義援金」の募集を行うとともに、県の義援金募集窓口として機能を担う。

③ 災害緊急配分金の支給

火災や風水害などの自然災害（災害救助法が適用される等の大規模な災害の場合を除く）により、被災した世帯に見舞金を支給する。

④ 災害等準備金取崩金の活用

大規模災害に備えて毎年積立している災害等準備金のうち、積立期間が3年を経過して取り崩した資金を活用し、配分委員会の決定に基づき広域助成の原資として活用する。

⑤ 中央共同募金会との連携

大規模災害の発生等により保有している災害等準備金の範囲での対応が困難なとき、中央共募を通じて他都道府県共募へ支援（ボランティアセンターの運営費等）を要請する。また、他都道府県が被災した場合に同様の要請があれば支援する。

6 表彰等の実施

（1）本会における表彰・感謝状の贈呈

本会表彰規程による表彰状及び感謝状の贈呈を行う。

（2）厚生労働大臣、秋田県知事、中央共同募金会会長表彰等の候補者の内申

- ① 厚生労働大臣表彰等の候補者を内申する。
- ② 秋田県知事表彰の候補者を内申する。
- ③ 中央共同募金会会長表彰等の候補者を内申する。

7 歳末たすけあい運動の実施

12月1日から25日までの間、別に定める実施要項により「NHK歳末たすけあい」及び「地域歳末たすけあい」の募金活動を実施し、年末年始の資金需要に対する助成を実施する。

8 民間社会福祉事業に係る調整

（公財）中央競馬馬主社会福祉財団助成事業について、助成を申請する社会福祉法人等の調査、推薦及び完了した事業に対する監査協力を行う。

また、赤い羽根福祉基金、（公財）車両競技公益資金記念財団その他社会貢献活動を行う企業・団体等との協働プログラムによる助成について情報収集し、助成先の選定及び連絡調整を行う。

令和6年度主要年間行事予定表

月	行 事 予 定
4	<ul style="list-style-type: none"> ○広域助成申請受け付け開始（1日～） ○令和6年度共同募金運動キャッチコピー募集開始（上旬） ○広域助成要望申請事前説明会（県北12日、県央16日、県南17日の3か所） ○都道府県共同募金会職員会議（18日～19日：東京都）
5	<ul style="list-style-type: none"> ○広域助成交付書伝達式（秋田市） ○市町村共募巡回訪問（5か所） ○監事会（中旬：秋田市） ○第1回理事会（31日：秋田市） ○広域助成申請締め切り（31日）
6	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回評議員会（18日：秋田市） ○市町村共同募金委員会担当職員会議（中旬：秋田市） ○第201回中央共同募金会評議員会（19日：東京都） ○第1回配分委員会（下旬：秋田市）
7	<ul style="list-style-type: none"> ○第13回赤い羽根全国ミーティング（3日～4日：東京都） ○（公財）中央競馬馬主社会福祉財団助成事業推薦委員会（上旬：秋田市） ○広域助成公開プレゼンテーション（中旬：秋田市） ○第2回配分委員会（中旬：秋田市） ○第1回企画広報委員会（中旬：秋田市） ○都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議（16日～17日：東京都） ○第2回理事会（下旬：秋田市）
8	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回評議員会（上旬：秋田市） ○共同募金運動推進会議（中旬：秋田市） ○共同募金運動資材の発送（下旬）
9	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道・東北ブロック社会福祉協議会・共同募金会常務理事・事務局長合同会議（福島県） ○関係機関・団体・法人に対する募金運動の協力依頼（中旬）

月	行 事 予 定
10	<ul style="list-style-type: none"> ○赤い羽根共同募金運動（前期）の実施（1日～12月31日） ○赤い羽根共同募金運動開始式セレモニー街頭募金（1日：秋田市） ○広域助成事業実施団体の監査・実態調査（中旬：県内各所） ○第1回社会課題解決プロジェクト募金連絡会議（下旬：秋田市） ○第147回種苗交換会募金活動（10月下旬～11月上旬：鹿角市）
11	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県共同募金会職員研修（7日～8日：東京都） ○第3回配分委員会（月上旬：秋田市） ○全国社会福祉大会（26日：浅草公会堂） ○北海道・東北ブロック共同募金会業務主幹担当職員連絡協議会（北海道） ○第2回社会課題解決プロジェクト募金運動連絡会議（下旬：秋田市）
12	<ul style="list-style-type: none"> ○歳末たすけあい運動の実施（1日～25日） ○NHK歳末たすけあい開始セレモニー（1日：秋田市） ○NHK歳末たすけあい第1次配分会議（中旬：秋田市） ○NHK歳末たすけあい第1次贈呈式（下旬：秋田市）
1	<ul style="list-style-type: none"> ○NHK歳末たすけあい第2次配分会議（月上旬：秋田市） ○「社会課題解決プロジェクト」募金（1日～3月31日） ○市町村共同募金担当職員研修（下旬：秋田市）
2	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議（7日：東京都） ○第2回企画広報委員会（中旬：秋田市） ○第3回社会課題解決プロジェクト募金連絡会議（下旬：秋田市）
3	<ul style="list-style-type: none"> ○第202回中央共同募金会評議員会（7日：東京都） ○第4回配分委員会（月上旬：秋田市） ○第3回理事会（中旬：秋田市） ○第3回評議員会（下旬：秋田市）